

令和 6 年厚木市農業委員会 4 月定例総会議事録

日 時 令和 6 年 4 月 25 日 木曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

2 番 早 川 暁

4 番 井 上 慎 一

5 番 曾 根 義 久

6 番 高 澤 友紀子

7 番 鈴 木 好 弘

8 番 三 橋 澄 夫

9 番 清 田 徳 治

10 番 大 矢 和 人

11 番 中 丸 豊

12 番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 3 番 内 海 則 行

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 9 件)
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (報告 18 件)
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (報告 1 件)
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について (報告 1 件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 7 件)
- 6 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて (報告 1 件)
- 7 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (8 件)
- 8 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件)
- 9 議案第 17 号 新規就農者の認定について (1 件)
- 10 議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について (74 件)
- 11 議案第 19 号 「令和 7 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び
「令和 7 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

3番の内海則行委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和6年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、4番の井上慎一委員、5番の曾根義久委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月12日から4月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

それでは、総括表に基づき、御報告いたします。

まず、令和5年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、1件、1筆、面積は79平方メートルでございます。

法第5条につきましては、4件、13筆、面積は4,359平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、5件、14筆、面積は4,438平方メートルでございます。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、153件、575筆、面積は104,001.67平方メートルでございます。

続きまして、令和6年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で2件、6筆、面積は1,490平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で2件、3筆、面積は672平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、4件、9筆、2,162平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明につきましては、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月12日から4月10日までに受付したもののについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和5年度分の処理状況でございます。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は延べ67筆、面積は延べ26,305.85平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

次に、令和6年度分の処理状況でございます。

被相続人は4人、農地の所有権を取得された相続人は5人、筆数は延べ12筆、面積は延べ6,152.98平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明につきましては、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

対象地は七沢字大沢1筆、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は522平方メートルでございます。

貸人は七沢にお住まいのAさん、借人は七沢のNPO法人B、理事長Cさんでございます。

借人の都合により、令和6年3月31日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程４、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」について、御報告いたします。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第１項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

御報告する案件は１件です。

証明願申出者は、飯山にお住まいのDさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は、飯山南四丁目１筆、現況地目は畑、409平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の死亡のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第３条に基づき、山川会長に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程５、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は７件です。

初めに１番でございます。

証明願の提出者は、伊勢原市板戸にお住まいのEさん、対象地は上古沢字上ノカイド１筆、登記

地目は畑、面積は0.44平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和57年頃から住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っているもので、平成26年撮影航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、下古沢にお住まいのFさん、対象地は下古沢字竹ノ花3筆、登記地目は全て畑、合計面積は223.45平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成6年に願出人の父親が相続した時点で、既に山林化しており、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、中荻野にお住まいのGさん、対象地は中荻野字馬場1筆、登記地目は畑、面積は66平方メートルでございます。

平成5年に相続した際には農業用施設として使用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曽根委員及び高澤委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、棚沢にお住まいのHさん、対象地は棚沢字山付1筆、登記地目は畑、面積は284平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和52年に相続した際には農業用倉庫及び車両置場として使用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて5番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのIさん、対象地は飯山字辻越1筆、登記地目は畑、面積は508平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成21年頃から近隣の寺の駐車場として貸し出し、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて6番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのIさんです。5番と同一人物ですが証明を別々に出してほしい旨の申し出があり、事務上の手続きに支障がないため別々に処理をしたものです。

対象地は飯山字辻越1筆、登記地目は畑、面積は348平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和53年頃から住宅敷地として利用しており、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に7番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのJさん、対象地は三田字上川原2筆、登記地目はともに畑、合計面積は839平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和46年ごろから住居として使用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程6、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

対象地は下依知字寺前2筆、登記地目はともに田、合計面積は991平方メートルです。

本件については、令和6年3月11日付けで申請がありましたが、3月22日付けで申請者から資料の補正等を目的とした計画変更のため、許可申請取下書が提出されましたので御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

本日、お諮りする案件は8件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は関口字根岸1筆、現況地目は田、面積は683平方メートルです。

渡人は関口にお住まいのKさんで、受人は関口にお住まいのLさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び子の2人です。

続いて2番でございます。

対象地は関口字根岸1筆、現況地目は田、面積は678平方メートルです。

渡人は関口にお住まいのKさんで、受人は関口にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて3番でございます。

対象地は七沢字久保屋敷1筆、現況地目は畑、面積は221平方メートルです。

渡人は愛甲2丁目にお住まいのNさん、受人は七沢にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象地は温水字中耕地6筆、現況地目は全て畑、合計面積は3,281平方メートルです。

渡人は東京都町田市成瀬が丘2丁目にお住まいのPさん、受人は温水にお住まいのQさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

続いて5番でございます。

対象地は三田字白山4筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,158平方メートルです。

渡人は林3丁目にお住まいのRさん、受人は南町にお住まいのSさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜及び施設野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者、子、兄弟及び雇人の8人です。

続いて6番でございます。

対象地は三田字下川原1筆、現況地目は田、面積は433平方メートルです。

渡人は金田にお住まいのTさん、受人は下荻野にお住まいのUさんです。

代替地取得のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機等。

労働力につきましては、本人、1人です。

続いて7番でございます。

対象地は三田字下川原1筆、現況地目は田、面積は565平方メートルです。

渡人は三田にお住まいのVさん、受人は下荻野にお住まいのUさんです。

代替地取得のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機等。

労働力につきましては、本人、1人です。

最後に8番でございます。

対象地は山際字採燈場1筆、現況地目は畑、面積は757平方メートルです。

渡人は座間市入谷東4丁目にお住まいのWさん、受人は山際にお住まいのXさんです。

経営規模拡大のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。
労働力につきましては、本人及び父の2人です。
なお、1番から8番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。
よって、日程7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。
次に、日程8、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は上荻野字沓掛2筆、登記地目はともに雑種地、合計面積は899平方メートルです。

登記地目はいずれも農地ではありませんが、平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知「農地法関係事務に係る処理基準について」より農地法の適用を受ける土地はその土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならない。とされております。

本件の申請地は畑として耕作されていることを確認しており、課税地目も畑として登録されているものです。

受人はみはる野2丁目の有限会社Y、代表取締役Zさん、渡人は寿町2丁目にお住まいのaさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は厚木市内で建設機械器具及び自動車のリース業を営む法人で、現在下古沢で借りている施設が事業の拡大により手狭になり、かつ返却することとなったため申請されました。

申請地の北東側は道路、南東側及び南西側は畑、北西側は畑及び宅地に接しております。

北東側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、建設機械及び建設資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北東側を除き、鋼製のフェンスを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みでございます。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございます。

対象地は下依知字寺前2筆、登記地目はともに田、合計面積は991平方メートルです。

受人は大和市林間1丁目のb株式会社、代表取締役cさん、渡人は金田にお住まいのdさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に依知南地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は神奈川県内で建設業を営む法人で、現在使用している施設はなく、業務に支障をきたしているため申請されました。

申請地の東側は田、西側及び北側は道路、南側は水路に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、柱や単管パイプ等の建築資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、単管パイプ及びサイディング横貼を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みでございます。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<鈴木委員>

2番について、日程6で取下げの報告がありました許可申請ですが、事業の変更点について説明をお願いします。

〈農地管理係主任〉

資力を有しているか確認できる書類が整わなかったため、取下げされたもので、事業計画に変更はございません。

〈議長〉

ほかに質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第16号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第16号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 9、議案第17号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第17号、「新規就農者の認定」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

申請人は、東京都江東区豊洲 4 丁目にお住まいの e さんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号に規定します、「J Aあつぎ農業塾就農コース」の全課程を、令和 3 年度に修了しておられます。

自然と共生する生活を通じて、地域社会に貢献したいとの思いから、就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」について御審議いただきますが、三田字十日市場 4 筆、現況地目は全て畑、合計面積は2,266.4平方メートルでございます。

通作距離は、約61キロメートル。車で 2 時間ほどでございますが、厚木市内に在住する e さんが経営する会社の従業員とともに、耕作を行う予定です。

菊やランなどの花きのほか、ジャガイモ、ブロッコリーなどの露地野菜の育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第 3 条第 1 項第 1 号、及び第 2 号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第17号、「新規就農者の認定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の
挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第17号、「新規就農者の認定」については、原案のとおり決定されました。

それでは、日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は74番までございますが、1 及び 2 番については中丸委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する
事項については、その議事に参与することができませんので、中丸委員の退出を求めます。

[中丸委員退室]

<議長>

それでは、日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」についての 1 番及び 2 番について、
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第18号、「農用地利用集積計画の決定」についての 1 番及び 2 番に
ついて、御説明申し上げます。

1 番でございます。

貸人は関口にお住まいの f さん、借人は山際にお住まいの g さんです。

対象地は山際南海道 5 筆、現況地目は全て田、合計面積は2,023平方メートルでございます。

利用目的は水稻、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

2 番でございます。

貸人は山際にお住まいの h さん、借人は山際にお住まいの g さんです。

対象地は山際南海道 4 筆、現況地目は全て田、合計面積は1,264平方メートルでございます。

利用目的は水稻、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

いずれも、借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な
農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定にする要件
を満たしているものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定されました。

ここで、中丸委員を入室させてください。

(中丸委員入室)

<議長>

それでは、日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」についての3番から74番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第18号、「農用地利用集積計画の決定」についての3番から74番について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は72件でございます。

合計集積面積は、151筆、100,528.17平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が67件、144筆、94,421.17平方メートル、賃借権設定が、5件、7筆、6,107平方メートルでございます。

現況地目別では、田が127筆、85,261平方メートル、畑が24筆、15,267.17平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が55件、普通畑が14件、施設が1件、花木が2件となっております。

契約期間は、3年間が67件、6年間が2件、9年間が3件。

新規設定が36件、更新設定が36件となっております。

なお、66及び67番の借人は、新規就農者のeさんで、先ほどの議案第17号で、御審議いただいております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

以上、よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」の3番から74番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」の3番から74番について、原案のとおり決定されました。

それでは、日程11、議案第19号「令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について、事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第19号「令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について御説明いたします。

本件につきましては、1月に県農業会議から取りまとめ依頼があり、2月全員協議会の資料送付により、委員の皆様には要望・意見案の提出をお願いさせていただいたものです。

委員の皆様からは、先ほど鈴木好弘委員から御説明いただいたとおり、県内では鳥獣被害対策やヤマビル駆除が必要な状況であり、3月25日に農政対策検討会を開催し、令和7年度に向けての要望については昨年度の要望を継続するということを決定いただきました。

内容につきましては、鳥獣による農作物被害及びヤマビルによる耕作者への被害は、農業者の営農意欲を喪失させ、遊休・荒廃農地の発生原因となっていること。

また、荒廃農地と併せ荒廃した里山は、鳥獣の格好のすみかとなっていること。

以上の理由を踏まえ、次のとおり継続の意見をまとめました。

ニホンザルについては、計画的な捕獲により被害が減少しているが、イノシシ・ニホンジカ・アナグマ等による被害も多く、生息数が増えていることから駆除を行うよう対策を講じること。

また、駆除対策と並行し、里山を適切に管理できる手法を考えること。

加えて、耕作者に直接被害を与えるヤマビル駆除を更に推進すること。

というものです。

本日は、この要望について、県農業会議に提出してよろしいかをお諮りするものでございます。

なお、本日御審議いただいた結果につきましては、月末までに県農業会議に報告する予定となっております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第19号「令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第19号「令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

令和6年4月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
